

## おうめ観光戦略推進懇談会運営要領（案）

## 1 趣旨

この要領は、おうめ観光戦略推進懇談会設置要綱（令和 6 年 4 月 23 日実施。以下「設置要綱」という。）第 9 項の規定にもとづき、おうめ観光戦略推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 招集の通知

会長は、懇談会を招集しようとするときは、会議の日時、場所および議事事項を委員に通知しなければならない。設置要綱第 6 項第 2 号に規定する委員以外の者に出席を求める場合も、同様とする。

## 3 欠席

委員は前項の規定による招集の通知を受けた場合において、出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

## 4 会議の公開

- (1) 懇談会の会議は、原則として、これを公開する。
- (2) 懇談会の会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

## 5 議事要旨

- (1) 会長は、次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成し、保存するものとする。

ア 懇談会の開催年月日

イ 出席した委員の氏名

ウ 議事日程

エ 議事の内容

- (2) 議事要旨は、これを公開する。ただし、青梅市情報公開条例（平成 30 年条例第 31 号）第 7 条第 1 項各号に該当すると認められるときは、この限りでない。

## 6 委任

この要領に定めのない事項は、会長が定める。

## 7 実施期日

この要領は、令和 6 年 8 月 6 日から実施し、令和 11 年 4 月 1 日に廃止する。